

社会復帰アドバイザー業務要領の制定について

平成 6 年 4 月 11 日
例規（警・暴対）第 9 号
警察本部警務部長

〔沿革〕 平成10年 3 月例規（警）第11号 平成14年 3 月例規（警）第40号
平成24年10月例規（捜四）第45号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定し、平成 6 年 4 月 11 日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

命に依り通達する。

記

1 目的

この要領は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）に基づき、千葉県警察が雇用する社会復帰アドバイザーの業務に関し、嘱託の取扱に関する訓令（平成 2 年本部訓令第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 社会復帰アドバイザーの名称及び業務

（1）社会復帰アドバイザーの業務上の名称は「千葉県警察社会復帰相談担当参与」（以下「参与」という。）とする。

（2）参与の業務は、次のとおりとする。

ア 規則第24条各号（第 3 号、第 4 号及び第11号を除く。）に掲げる措置

イ その他前項に付随する事務

3 業務の準拠及び報告

（1）業務は、あらかじめ刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課長（以下「捜査第四課長」という。）が作成する社会復帰アドバイザー業務予定表（別記第 1 号様式）に基づき行うものとする。

（2）参与は、前記 2 の業務を行った場合においては、社会復帰措置等結果報告書（別記第 2 号様式）を作成し、捜査第四課長に報告するものとする。

4 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第 5 号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

5 身分証明

身分の証明は、規則第25条第 4 項に定める「身分証明書」又は千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第 6 号）に定める「身分証明書」によるものとする。

6 業務推進上の配意事項

参与は、業務を推進するに当たり、次の事項に配意するものとする。

（1）事案の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。

（2）業務を効率的に推進するため、千葉県暴力追放運動推進センターと緊密な連携を図ること。

（3）業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下様式省略